

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

17C037(SK2021113)、19B036(SK2021112)、28C006(SK2021111)

③施設の情報

名称：ルンビニ園	種別：児童養護施設
代表者氏名：銘形 高雄	定員（利用人数）： 45名
所在地：富山県富山市中布目 117	
TEL：076-429-0213	ホームページ：http://www.lunbinien.jp/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 22 年 1 月 22 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人ルンビニ園	
職員数	常勤職員： 32名 非常勤職員 6名
有資格 職員数	保育士 20名 調理師 4名
	児童指導員 7名 精神保健福祉士 1名
	社会福祉士 3名 認定心理士 1名
	栄養士 1名 臨床心理士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) 106 室

④理念・基本方針

【理念】

“われらは仏の子どもなり”の教えを旨とし、ルンビニ園の子どもたちは、“子どもである前に独りの人間として尊ばれる”ことを養育支援の基本とする。

【基本方針】

- ①児童の利益を最優先した養育を行う
- ②児童の自己決定と主体性を尊重する
- ③児童への差別や虐待を許さない
- ④児童との信頼関係を大切にする
- ⑤最良の養育を実践していくよう常に専門性を高めていく

⑤施設の特徴的な取組

H29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」の方針により、令和2年に策定された富山県社会的養育推進計画の中で、今後の取り組みとして県内施設の小規模化、地域分散化のほか児童家庭支援センターの設置が掲げられた。当園では、定員100名の大舎制の施設であったが、R5年7月に、定員を45名に縮減し、令和10年度までに本体施設2ホーム、施設内小規模ユニット2ホーム、施設内小規模グループホーム1ホーム、分園型地域小規模児童養護施設1ホームの6ホーム体制とするため小規模化へ向けて計画的に施設整備を進めている。また、地域の福祉ニーズにこたえるため児童家庭支援センターの整備も検討している。

富山市、魚津市、上市町と協働し、子育て支援事業としてショートステイ、トワイライトステイを受け入れ、地域ニーズに対応している。

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、自立支援事業担当職員等の専門職員を配置し、園内の子どもの支援、家庭復帰や里親委託へ向けての措置変更児童への移行支援、自立へ向けてのリービングケアからアフターケア等退所児童への継続的支援に力をいれている。

施設の魅力を高め、子どもたちも職員も安心・安全に生活できるよう職員の人材育成に力を入れている。園内の研修体系を整えるとともに、職員の積極的な研修参加を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年6月26日（契約日）～ 令和6年3月22日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【高機能化及び多機能化を踏まえた小規模かつ地域分散化への高い推進力】

施設整備、人材育成、財政等の経営・管理に関する方針が明確にあり、大舎制から本体施設2ホーム、施設内小規模ユニット2ホーム、施設内小規模グループホーム1ホーム、分園型地域小規模児童養護施設1ホームの6ホーム体制へと着実に施設整備が進んでおり、児童家庭支援センターの開設についても検討が加速している。また、ショートステイ・トワイライトステイの受け入れ、ICTシステムの導入、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・自立支援事業担当職員等の専門職員の配置も行われている。これらの事業を展開する施設長のリーダーシップ、補助金事務等に当たる事務方の事務処理能力、職員の主体的に課題に取り組む姿勢からは、家庭的養護の実現に向け推進する組織の力強さが感じられる。

【職員の倫理観と専門性の向上に向けた人材育成の取組】

組織が求める職員像、人材育成の基本方針等を明確にした「人材育成計画」を踏まえ、定期的な勤務評定が行われ、職員一人ひとりの「年度個人研修計画・評価シート」「生涯研修(キャリアアップ)計画シート」に基づき、施設長、基幹的職員、OJTリーダーによるスーパービジョンを実施している。また内部研修の進め方や外部研修参加の流れを明確にする等、職員が主体的に教育・研修に参加する仕組みがある。このほか、より高度な専門的ケアを提供するため、予算の充実を図り、各委員会の研修、業務改善研修、OJTリーダー研修、外部講師の招聘や外部研修を実施している。

【養育・支援の質の向上に向けた各活発な改善活動】

各ホーム、小規模化推進プロジェクトチーム、10の各委員会では、年度末に活動評価が行われ、また年1回の自己評価結果を第三者評価実施委員会が分析し、見えてきた課題について該当委員会等の担当者が、改善シートを使用し課題改善に取り組んでいる。これらの取組は、職員がチームを組み、ボトムアップで活動展開し、施設全体で課題共有され、改善に向けた目標が事業計画に反映されている。職員の向上心も高いことから、この一連の取組が根付き、養育・支援の質の向上につながるものと期待される。

◇改善を求められる点

【養育・支援に必要な標準的な実施方法の文書化と見直し体制の確立】

未就園児から高校生と幅広い年齢の子どもたちに対する養育や支援の実施方法は、各年齢に応じた配慮が必要となってくる。また、一人の子どもに複数の職員が関わることから、生活の場面ごとに、基本的な関わり方を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準、内容を常に実現することが望まれる。標準的な実施方法には、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含んだものとなることが望ましい。作成した標準的な実施方法について、実施しながらその時々の子どもの必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技能等の導入を踏まえ、定期的に検証、見直しを行う体制の確立を期待したい。

【理論と実践の往還による職員のスキルアップと実践力】

家庭的養護の実践では、新しい知見や高度な技術スキルが求められるが、実践現場においては、子どもたちと向き合うためのスキルに自信がない職員もいる。職員の倫理観と専門性の向上に向けた人材育成の取組や、養育・支援の質の向上に向けた改善活動により得た理論を実践に結び付け、実践成果から理論を見直していくといった理論と実践のやりとりで、職員のスキルアップを図り、高度な専門性を実践で活かすことを期待したい。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で4回目の第三者評価の受審となり、この第三者評価制度を主体的に活用し、施設運営や養育・支援の質の向上に向けた活動を組織的に取り組んでおります。今回特に評価の高い点は前回の受審から力を入れて取り組んできた点でもあったので、ありがたく受け止めつつ、施設の強みとして捉え、今後もより質の高い施設運営や養育・支援を提供できるよう精進してまいります。ご指摘いただいた点に関しても、取り組み途中の点が多いので、より一層スピード感を持って改善に取り組んでいこうと思います。今回の評価結果を真摯に受け止め、子どもの最善の利益のために、園全体で取り組んでいきたいと思っております。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>理念と 5 つの基本方針（養育方針）が明文化され、“子供たちの幸せと健やかな成長を見守る”と勤めている職員の行動規範となっている。周知の取組においては、施設内掲示物、職員に配付している「中長期計画」「年度事業計画」、子どもに配付している「生活のしおり」等で明示と説明を行っており、ホームページやパンフレットにより、保護者や地域社会等にも明示している。保護者への周知方法やパンフレット内容については、検討がなされているため、今後の取組に期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>国の『新しい社会的養育ビジョン』を受け改訂された『富山県社会的養育推進計画』、関係省庁や地方自治体からの発信情報、県の担当課や児童相談所との連携で得た情報、外部研修会での学び等により、外的な動向をつかんでいる。また経営状況の的確な把握・分析のために、事務方の強化を図り、理事会や職員会議等での資料提示や補助金関係業務に対応できるよう、経営に関する資料の整備を行っている。小規模化推進プロジェクトチームや研修委員会、第三者評価実施委員会等 10 の委員会では、年度末に活動評価が行われており、養育・支援内容、設備の整備、人材育成等の把握・分析に取組んでいる。児童家庭支援センターや分園型小規模施設の整備について検討しており、さらなる情報把握や分析を行っているところである。</p>		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>小規模化等を推進するために、専任のチームリーダーを置き、小規模化推進プロジェクトチームが、タスク進行管理をしながら活動を展開している。令和4年度は、施設内小規模グループホーム1ホームの改修整備をし、令和5年度は、施設内小規模ユニット2ホームを改修整備、児童家庭支援センターの整備に着手するため県に設計図書を提出している。また自立支援事業や里親支援を行うために、人員確保も行っている。児童家庭支援センターや分園型小規模施設の整備について検討中で、社会福祉士や心理士等の専門職を含めた人員確保や人材育成が課題となっており、人材育成については研修委員会が、業務上の課題については業務改善研修（統括主任と各ホーム長、適宜メンバーが加わり実施）で取組んでいる。またこれらの取組は、理事会、運営会議、職員会議等で共有し、財務戦略も課題となっている。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価実施委員会が案を作成し、「令和5年度中長期計画」が策定されている。計画には、理念や基本方針（養育方針）の他、「社会資源としてのボランティアの積極的な活用と地域社会との連携」「職員の専門性と倫理観の向上に向けた研修の充実」等13の活動、「基礎学力向上と学習環境の整備」等5つの養育目標、職員（組織）配置を示した「組織設備計画」、地域分散化・小規模化・高機能化に向けた令和11年度までの「施設整備計画」、組織が求める職員像や人材育成の基本方針を明示した「人材育成計画」が盛り込まれ、経営状況の把握・分析等を踏まえたものとなっている。中・長期の収支計画については、国、県の予算等不確定要素もあることから、策定には至っていない。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>令和4年度から施設の小規模化に着手しており、令和5年度は実働させるとして「令和5年度中長期計画」を反映させた具体的な「令和5年度事業計画」が策定されている。事業内容は、施設の機能強化として児童家庭支援センターの整備を行うことや、賃貸物件を借り受け、小規模の分園施設も近い将来設置することが盛り込まれている。その他、各ホームの養護重点目標や部屋配置と担当職員、展示物の工夫や応募作品といった取組を通じた委員会による子どもへの働きかけ、職員の勤務評価等の見直しによる昇給、退職による欠員補充や自立支援事業、里親支援のための人員確保、課題・ニーズ分析を反映した研修計画等が、前年度からの継続内容に加え明記され、収支予算書も作成されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		

6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホーム、小規模化推進プロジェクトチーム、10の各委員会では、年度末に評価が行われている。また第三者評価実施委員会が中心となり、職員が取組んだ自己評価結果から抽出した課題を、各ホーム、各委員会、係等に周知し、各担当が改善シート「養育・支援の質の向上に向けた取り組み」を作成している。改善シートは、1シート1項目の記入様式となっており、第三者評価基準の項目番号を記し、担当・参加者を明確にして、分析状況・課題の抽出・改善計画・実行内容・評価・見直しといった一連の取組が記録されている。これらの取組は次年度の事業計画に反映され、「年度事業計画」は職員に配付し、職員会議で、施設長や事務長から説明が行われており、策定に至るまで多くの職員が参画していることから、職員の理解も深いと言える。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに配付している当該年度の「生活のしおり」には、理念、基本方針、年間行事、各ホームの目標といった年度事業計画の内容が盛り込まれており、入所時や各ホームで月1回開催される子ども会で周知している。保護者に会う機会がほとんどないことから、保護者等への周知方法は模索中であるが、ホームページには、理念や事業活動計算書、資金収支計算書を掲載しているため、今後は事業計画の主な内容についても掲載する等、周知への取組が進むことを期待したい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホーム、小規模化推進プロジェクトチーム、10の各委員会は、目標を明文化し、日々養育・支援の質の向上に取組み、年度末には活動評価を行っている。また「自己評価・第三者評価の手順」があり、第三者評価基準に沿った自己評価を毎年実施し、令和5年度においては、新任職員と施設長・第三者評価実施委員との評価結果差異を把握する等の課題分析を行っている。第三者評価実施委員会が抽出した課題は、各ホーム、各委員会、係等に周知され、各担当が改善シート「養育・支援の質の向上に向けた取り組み」を作成し、分析状況・課題の抽出・改善計画・実行内容・評価・見直しといった一連の取組とその記録を行っている。その他、業務改善研修、新任職員研修、OJTリーダー研修も行われ、課題改善に向けた学びを深めている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

各ホーム・小規模化推進プロジェクトチーム・10の各委員会による年度末評価、自己評価・第三者評価、改善シート「養育・支援の質の向上に向けた取り組み」、内部研修の取組が連動しており、多くの職員が参画して養育・支援の課題を明確にしている。改善計画については、マニュアル作成等進んでいないものもあることから、単年度で達成できない課題については、段階的に取組むとして、中長期的な計画を明確にして進めることを期待したい。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－1－（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－1－（1）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度中長期計画」「令和5年度事業計画」には、施設長の役割と責任を含む職務分掌等が明文化されており、職員会議において、各計画の配付と説明が行われている。とりわけ近年は、小規模多機能化へ向け大きく動くとし、施設長より施設整備、人材育成、財政等の経営・管理に関する方針が明確に表明され、改修工事の状況、施設管理の注意事項、収支等について詳細な説明がなされている。また施設長は理事長を兼務していることから、理事会や評議員会においても、同様に自らの役割と責任を詳細に表明し理解を図っている。</p>		
11	Ⅱ－1－（1）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>関係省庁や地方自治体からの発信情報、県の担当課や児童相談所との連携で得た情報、外部研修会での学び等により、外的な動向をつかみ、遵守すべき法令等に関しては「全国児童養護施設倫理綱領」「児童養護施設運営指針」定款、経理やセクシャルハラスメントの防止等各種規程、個人情報取り扱いや児童虐待対応及び手続等各種マニュアルといった25の関係資料を整備している。また就業規則、育児・介護休業等に関する規程、経理規程、給与規定、運営規程、情報公開規程、インフルエンザ対応マニュアル(新型コロナウイルス感染症準ずる)、無断外出時等の対応マニュアルについては、近年改訂等が行われている。今後は、実施の徹底に向けた取組にも期待したい。</p>		
Ⅱ－1－（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－1－（2）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は強い熱意を持って指導力を発揮しており、行政担当者や建築関係者との交渉等も自ら行っている。全職員が全国児童養護施設協議会の「人権擁護チェックリスト」を年2</p>		

<p>回実施し、施設長に直接提出している。施設長は全職員の取組状況を確認し、希望や必要に応じて面談を実施している。また年度末には、基本的能力、仕事の成果、仕事への姿勢に関して勤務成績評定を行い、第1、2次評定を経て施設長が職員と面談し最終評定を行っている。施設長は、各ホーム・小規模化推進プロジェクトチーム・10の各委員会による年度末評価、自己評価・第三者評価、改善シート「養育・支援の質の向上に向けた取り組み」、業務改善研修等で明らかになった課題を把握し、課題改善を図るための体制、設備等の強化を行っており、施設長を補佐する職員らの意欲も高いと言える。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>令和2年度には、児童のケアシステムを導入し、引継ぎ書類のICT化を図るため各ホームにタブレットを整備している。令和3年度から県、児童相談所、乳児院と協議しながら準備を進め、令和4年度には、里親支援専門員を配置し活動を開始した。加えて、入・退所児童の自立支援事業を行うための担当者を配置し、卒園生への電話やメール交換、家庭訪問等の活動を展開している。また「マーマー園」の大規模修繕により、令和5年度には小規模施設が誕生し、更なる小規模多機能化に向け「ラゴラホーム」の改修、令和7年度開設予定を目指した児童家庭支援センターの整備、令和8年度以降には、分園型小規模施設の稼働を目指している。これら小規模多機能化に向けた補助金事務の増加に備え、事務方も強化し、職員会議等で食材、電力等の消費状況や必要な人員、財源等を職員に説明し、理解を得て事業展開を図っている。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>「組織整備計画」「施設整備計画」「人材育成計画」に基づき、小規模多機能化を見越して、専門性の高い人材育成や職員配置基準を上回る人員体制の充足を目指し、新規採用、定年退職者の再雇用、自立支援担当等の専門職員加算を実施している。また「年度事業計画」「人材育成計画」には、基幹的職員、専門職員等、各職種の人材育成レベルや役割が明示されている。人材確保の取組においては、実習生の受け入れや採用情報の送付、ホームページへの採用情報掲載が行われ、定着等に関する取組においては、定期的な勤務評定や施設長による面談の実施、昇給等の処遇改善、個々の希望する働き方を踏まえ、かつ体制の維持向上を目指した職員配置等が行われている。今後は、新卒採用に向けた取組にも期待したい。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>「人材育成計画」では『児童憲章』『全国児童養護施設倫理綱領』を盛り込んだ“職員倫</p>		

<p>理綱領”、専門性・チームアプローチ・人間性を示す“組織が求める職員像”、人事管理に関わる基準を示した“人材確保の基本方針”、各職種の人材育成レベルを示した“人材育成の基本方針”、研修方針を示した“職員研修計画”を明確にして、これらの基準に基づいて定期的な勤務評定や施設長との面談を実施し、職員処遇の管理・改善に取り組んでいる。また「年度事業計画」の人事項目にて、職員の勤務評価や職員配置等について明示する等、総合的な人事管理の仕組みが整いつつある。</p>		
<p>Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設長との年1回の面談以外に、年2回「人権擁護チェック」を行う際、施設長に面談希望を出せる仕組みになっている。また2ヶ月ごとに来園する精神科医に相談することも可能である。勤務割作成者は「休暇等整理簿」で有給休暇取得状況を把握し、勤務割の際に取得を促進している。また、セクシャルハラスメントの防止規程やパワーハラスメント定義の整備、健康診断のオプション項目への補助、福利厚生センターへの加入等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。働きやすい職場づくりが、新たな人材確保につながることを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設が期待する職員像は「人材育成計画」にて明確化されており、それらを踏まえ、職員一人ひとりが「年度個人研修計画・評価シート」「生涯研修(キャリアアップ)計画シート」を作成し、自己の重点テーマと目標、将来のビジョン、キャリアアッププラン等を明確にしている。また職員一人ひとりにOJTリーダーがつき、OJTリーダーもまた「OJTリーダー研修」で研鑽を積み、担当職員の指導に当たっている。各シートを基に、指導担当、所属長、施設長がそれぞれ職員と面談し、目標達成状況の確認や助言を行っている。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>「人材育成計画」に“職員倫理綱領”“組織が求める職員像”“人材確保の基本方針”“人材育成の基本方針”“職員研修計画”を明示し、職員一人ひとりの「年度個人研修計画・評価シート」「生涯研修(キャリアアップ)計画シート」に基づき、教育・研修を行っている。また内部研修の進め方や外部研修参加の流れを明確にし、新規採用職員に対する必要な内部研修や外部研修の実施・参加、小規模多機能化に向け、より高度な専門的ケアを提供するため、各委員会の研修、業務改善研修、OJTリーダー研修等が行われ、外部講師の招聘や外部研修への参加も積極的に行っている。令和5年度には基幹的職員が5名となり、更なるOJT体制の強化が期待できる。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>

<コメント>		
<p>研修委員会が外部研修に関する情報提供を行い、研修参加の流れについて明示したり、施設長が人材育成重視への方針表明や予算確保をしたりと、外部研修への参加推奨の文化がある。また内部研修の進め方についても明示し、各委員会、係、個人が研修企画書を研修委員会に提出するなど、職員が主体的に教育・研修等に取り組む仕組みになっている。職員一人ひとりの研修受講歴は整理され、研修報告の回覧により研修内容を全職員で共有している。基幹的職員やOJTリーダーによるスーパービジョン体制も確立しており、これらの取組が継続され、実践で職員一人ひとりの力量発揮につながることを期待したい。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<コメント>		
<p>保育士や社会福祉士を目指す学生の実習を受入れており、養成校と連携して、実習プログラムの整備・実施を行っている。オリエンテーションでは、施設パンフレット、実習の手引き、理念・養育方針・職員配置等を示す資料を配付し、施設概要、実習の心得等を説明するほか、子どもとの関わり方についての座学やロールプレイも行っている。またきめ細かな実習プログラムを作成し、実習生と実習指導者が見通しをもって取組み、「実習日程表」「実習指導マニュアル」も準備する等、実習生の研修・育成体制を整えている。今後は、新しい養成カリキュラムに対応した実習指導ができるよう、実習指導者の増員やアップデート研修を期待したい。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<コメント>		
<p>ホームページにて、新着のお知らせ、理念・基本方針、施設の活動状況、財産目録・資金収支計算書等の計算書類、採用情報等を公開している。また施設内に、第三者評価受審を証明するステッカーを掲示し、ホームページでも受審結果の公表をしている。今後は、ホームページの更なる充実やパンフレットなどの印刷物とホームページのリンク等、地域や来園できない保護者に向け、新たな取組にも期待したい。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<コメント>		
<p>近年、経理規程、運営規程、情報公開規程等の見直しが行われており、事務長配置、事務方の会計事務や労務管理の外部研修参加、毎月の顧問会計事務所や社会保険労務士による指導・助言等、養育・支援を実施する基盤となる経営・運営への強化に取り組んでいる。理事会には監事も毎回出席し、監事監査の実施や理事会、評議員会の開催状況は、事業報告に記載し、職員会議でも説明を行っている。今後は、公正性と透明性の観点から、事業、</p>		

財務等に関する内・外部のチェック体制の強化を期待したい。

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度事業計画書」「令和5年度中長期計画」に「社会資源としてのボランティアの積極的な活用と地域社会との連携」について明記している。地域交流の取組として、ジャガイモ掘り、親子整備活動、資源回収といった地域行事に参加したり、施設の納涼祭に学校の友人や地域の方を招待したり、地域のさわやかサークル（高齢者のサロン）に参加したりしている。学校の友人が施設に遊びに来たり、友人宅に遊びに行ったり出来るよう配慮する等、子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行っている。実施状況は「行事記録」に記載されている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「令和5年度事業計画書」「令和5年度中長期計画」に「社会資源としてのボランティアの積極的な活用と地域社会との連携」について明記している。ボランティアは、行事ボランティア委員会、学習支援、サマーボランティアの担当が中心となって受け入れ、学生や地域の方、その他の各団体から申し入れがあれば必要に応じて対応している。ボランティアを受け入れる際は、口頭による事前説明や希望者のニーズの確認、日程の調整等事前オリエンテーションを実施している。今後は、ボランティア受け入れマニュアルや実施記録の作成が望ましい。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所、学校、医療機関、行政と定期的な連絡会を行っているほか、必要に応じて随時協議の場を設け情報を共有し連携を図っている。地域の関係機関や団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストを作成し活用している。関係機関・団体との具体的な取組状況は「児童日誌」や「会議録」「学校、幼稚園関係」等に適切に記載されている。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止対策地域協議会、社会的養育推進計画</p>		

<p>委員会等の会合に積極的に参加し、行政機関とのネットワークの構築や、地域のニーズ把握に努めている。また、自立支援事業担当、里親支援専門相談員らの専門職員が、地域の老人サークルへ参加する等、地域との連携に努めている。令和5年度から、家庭支援専門相談員を3人に増員し、さらに令和7年度以降児童家庭支援センターの設立も計画されており、各専門職員が中心となり、施設の高機能化、多機能化へ向け、地域福祉向上のための具体的な取組を行っていく予定であり、その実現に期待したい。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ (b) ・c
<p><コメント> 富山市の子育て短期支援事業である『ショートステイ・トワイライトステイ』の受け入れ、児童相談所からの一時保護受託等、公益的な事業を実施している。『ショートステイ・トワイライトステイ』は富山市の他に魚津市、上市町からも受け入れを行っている。施設の体育館は災害時の避難場所として指定されており、今後、地域の防災マニュアルを作成し、避難場所としての体育館、AED等、施設の資源を地域に周知する等、災害時の地域支援に向けて積極的な取組に期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ (b) ・c
<p><コメント> 法人理念、養育方針はホームページに記載し、施設内にも掲示している。事業計画書にも記載し、年度初めに『児童養護施設運営指針』『全国児童養護施設協議倫理綱領』とともに、全職員に配付し周知を図っている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、虐待防止委員会が中心となり、年32回の職員向け「人権擁護チェックリスト」の実施、施設長面接、法務局を招いた子どもへ向けての人権教室の開催等の取組を行っている。また、人材育成の一環で行っているOJTチェックリストにも施設の基本理念、養育方針の理解を図る項目があり、担当者との面談時に定期的に振り返りを行っている。今後、第三者評価実施委員会で作成中の標準的実施方法にも、子どもを尊重する基本姿勢を反映させる必要があるとの認識を持っており、積極的な取組に期待したい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ (b) ・c
<p><コメント> 子どもたちには年齢に応じて出来る限り個室を用意し、部屋の配置などにも気を配る等、プライバシーの保護に配慮している。また、子どもに対し児童相談所から配付される「権利ノート」、各ホームの「生活のしおり」等で、プライバシー保護について周知してい</p>		

る。職員が定期的に行っている「人権擁護チェックリスト」には、「子ども宛の郵便物の開封を勝手に行ったことが無い」「子どもの居室に勝手に（理由もなく）入室していない」等、プライバシーに関する項目もあり、職員に対してもプライバシー保護の意識付けを行っている。「人権擁護チェックリスト」実施後の結果は、1回目は書面で伝え、2回目を終了後は書面に加え「人権擁護のチェックリスト集計後のまとめ」として総評を文書化したものを各ホームに配付している。プライバシー保護に配慮した養育・支援は行われているが、プライバシー保護のマニュアルの作成は今後の課題と捉えており、早急な作成を期待したい。

Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30

Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a・b・c

<コメント>

施設を紹介する資料として、ホームページ、パンフレット、入所のしおり、ホームの生活のしおり等が整備されている。施設のホームページも平成30年度に改新され、見やすく明るい雰囲気を作り変えている。基本理念や養育方針、施設の概要なども明記されており、施設の特性などが分かるようになっている。入所の際は、パンフレットや入所のしおりを児童相談所に渡し、子どもや保護者に説明を行っているほか、見学等の希望にも応じている。ホームのしおりは、ホームごとに作成し、漢字にルビを振ったり、絵や図を使用したりし、カラーで仕上げたりする等子どもに見やすいように工夫されている。施設のパンフレットに基本理念の記載はあるが養育方針の記載がないため改定作業中である。今後、パンフレット等を見直し、子どもや保護者に必要な基本的な情報が適切に提供できるよう積極的な取組を期待したい。

31

Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a・b・c

<コメント>

保護者や子どもへの説明は、事前に児童相談所と連携しながら行っている。施設が行う養育・支援について、保護者や子どもが納得したうえで入所できるよう、施設のパンフレットや生活のしおりを渡したり、施設見学に応じたりしている。入所にあたっては、施設の入所のしおりに沿って施設長、統括主任、ホームの担当者等が説明を行っており、その過程も記録、保管されている。

32

Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a・b・c

<コメント>

措置変更や地域・家庭への移行は児童相談所と協議の上、児童相談所から出される移行プランに沿って行っている。施設では元担当職員、元ホーム職員の他、自立支援事業の担当者、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員を配置し、自立や地域・家庭へ移行した児童へのアフターケアの窓口としている。退所後の相談方法、窓口については、自立支援事業担当が子どもや保護者に文書を渡し説明を行い、養育・支援の継続性に配慮している。また、措置変更や移行にあたっては、継続支援事業計画票の策定や子どもの引継ぎカードを作成し、退所児童の状況把握や支援の見直しを継続的に行っている。

Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>小学5年生以上の児童全員が参加する児童会のほか、各ホームでも月1回の子ども会が開催されており、その場に職員も出席し、子どもの満足度の把握、満足の向上に努めている。児童会、子ども会の内容は記録し、出された意見や要望はその内容に応じて各ホームの職員、苦情解決委員会、職員会議、運営会議で共有され、全職員に周知している。検討された内容は子どもたちに回答している。子ども会では、困りごとについて話し合うと同時に「ハッピータイム」として、職員から子ども一人ひとりの良い所や頑張っているところを認め、褒め言葉をかけながら、日常生活において子どもの人格を尊重し、精神的・情緒的な安定を図るよう努めている。現在、苦情解決委員会で子どもの満足度に関するアンケートの様式の作成や面談の方法について検討しており、さらなる子ども満足度の向上に向けた取組に期待したい。</p>		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決規程を策定し、苦情解決の体制を整備している。苦情解決委員会を設置し、意見箱の設置、意見の確認、各ホームで出た子どもからの苦情等を記録し、取りまとめを行っている。また、令和5年度、苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した資料を作成し、子どもの生活のしおりに掲載したほか、児童玄関や、保護者用応接室に掲示している。子どもから苦情を受け付けた場合は、それに関して検討した内容や対応策、途中経過をフィードバックし、子どものプライバシーに配慮した上で公開している。今後の課題として、意見箱への投函数が少ない事から、事後対応だけでなく、アンケート実施など日常的な取組と同時に、保護者への周知を図ることを掲げており、苦情解決の仕組みがより周知・機能することを期待したい。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>小学5年生以上の児童全員が参加する児童会や各ホームの子ども会、意見箱等で子どもたちが意見を述べる機会がある。また、子どもたちは自由時間などを利用し、担当職員以外の職員にも相手を自由に選んで相談や意見を述べる事が出来る。相談を受けた職員も相談を受けた際は場所を変える等、相談や意見を述べやすいスペースの確保に配慮し、出来る限り迅速に対応・回答できるように努めている。苦情解決委員会では、令和4年度、苦情の相談、意見を述べる方法を複数提示し、相手を自由に選べることを説明した文章の作成に取組み、児童玄関に掲示したほか、各ホームの生活のしおりに追記し子どもへの周知を図った。今後、自らの意見を述べるのが苦手な子どもやゆっくりと話をしたい子どもに対して、個別相談日を設ける等、さらなる環境整備が課題と捉えており、その取組に期待したい。</p>		

36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>意見箱に寄せられた相談や意見に対して、対応マニュアルが整備され、苦情解決委員会が中心となって対応に当たっている。意見箱に寄せられた意見に関しては、苦情解決委員会で共有後、苦情解決担当者が回答を作成すると共に、各ホーム会議、運営会議において対応を検討している。日常的に出される意見や要望については、その都度、養護記録にタグ付けしているほか、児童会や子ども会で上がった相談・意見についても、ホーム会議や職員会議で周知し、必要に応じてルールやプログラムの見直しを検討する等の対応を行っている。対応に時間のかかる事案については、その都度書面や口頭で子どもに説明している。各ホームの養護重点目標も、子どもたちの意見を反映したものとなっている。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「ルンビニ園非常災害時等対応マニュアル」に事故発生時の対応が明記されているほか、防災等管理委員会では防災用チェックリストの作成、防犯カメラの設置などによる事故・防犯対策、環境美化委員会では施設環境チェックリストの運用による危険個所の点検などをそれぞれ実施しており、安全確保・事故防止等の取組を行っている。また、令和５年度、業務改善研修にて「無断外出時等対応マニュアル」が作成されるなど、子どもの安全確保のための新たな体制の整備に努めている。令和５年９月からヒヤリハットの導入（投薬忘れ、投薬ミス、風呂場での転倒、遊具での事故等の収集）を始め、防災等管理委員会が担当となり、事例の収集、発生要因の分析、再発防止策を考えていく予定である。施設としてリスクマネジメントの体制が確立しているとは言えないため、今後は職員の危機管理に関する共通認識を形成し、安全確保・事故防止に関する研修等を行い、リスクマネジメントに関する委員会の設置やリスクマネジャーの選任・配置等、リスクマネジメント体制の整備に期待したい。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「ノロウイルス対応マニュアル」「インフルエンザ対応マニュアル（新型コロナウイルスも準じる）」を策定し、保健衛生委員会が主となって適宜見直しを行っている。新型コロナウイルス感染対策として、パーテーションの設置、毎日の検温実施、ペーパータオル、アルコール、マスク等の使用と備蓄、検査キットや防護服などの準備、食堂・体育館・図書館等共有スペースの使用時間や使用人数の制限等の取組を行っている。「コロナウイルス発生状況報告書」に概要、初発日時、有症者、主な症状、抗原検査・PCR検査実施状況、対応状況等が詳しく記録され「インフルエンザ発生状況調査票」にも詳しく記録されている。コロナウイルスが５類に移行した以降も、国や県の指針を常にホームページや閲覧資料等で把握し、感染症発生時は保健所の指導の下、対応に当たっている。今後、食中毒やその他感染症等についても、同様の体制整備を期待したい。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災等管理委員会を設置し「消防計画（消防・防災計画）」「非常災害時等対応マニュアル」を規定として整備しているほか、緊急連絡網の作成と連絡訓練の実施、防災用品や備蓄食料等の整備、避難訓練、通報訓練、伝達訓練の実施、富山市洪水ハザードマップによる災害の影響の把握等を組織的に行っている。また、四季防災館で行われる防災フェスティバルや体験学習を利用して子どもたちに消防や防災について学ぶ機会を設けている。非常食や備蓄類については備蓄リストを毎年作成し、保管場所への侵入経路が塞がれる可能性や持ち出す時の利便性を考え、各ホームに分散配置している。今後は、地震、浸水等さまざまな災害を想定した訓練の実施と、災害時の対応体制をはじめ『事業継続計画』の策定等の整備に期待したい。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホームや委員会、係ごとに、職員の業務の手順書等が個々に作成されているが、施設として統一された標準的な実施方法が文書化されていない。業務改善研修のメンバーを中心に、各委員会、係などのマニュアルの整備や、統合に取り組んでいるほか、第三者評価実施委員会でも標準的な実施方法の文書化を目指している。今後は、年齢別（未就園児、小学生、中学生、高校生別）の生活場面での子どもの活動と、その時に必要な養育・支援を行う上での配慮事項など、養育・支援をする職員誰もが行わなくてはならない基本となる部分を共有化するために、標準的な実施方法を文書化し、それに基づいて養育・支援が実施されることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は文書化しておらず、見直しをする仕組みも確立していない。業務改善研修や第三者評価実施委員会で作成に向けて資料を取り寄せ準備中である。今後、標準的な実施方法の作成と見直しをする仕組みの構築に期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントには子どもの様子シートとケース概要票を用いて、ホーム会議や児童相談所との連絡会議、また必要に応じて医療、心理、教育機関等の助言を得て、アセスメントを行い、家庭支援専門相談員と担当職員の話し合いの下、子どもの意向も確認しながら、担</p>		

<p>当職員がアセスメントシート、自立支援計画票を作成している。作成の際には「アセスメントと自立支援計画」として、計画票にある項目別に明記するポイントを書いた資料を参考に行っている。また「子どもの健全な発達のためのアセスメント及び自立支援計画システムについて」として新任研修を行ない職員への周知を図っている。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を3名配置し、担当制で子どもの支援に当たっている。自立支援計画の作成、見直しの時期は「自立支援計画票 作成・評価・見直し予定表」として、年度初めに児童相談所連絡会やホーム会議の時期と照らし合わせ、ホームごとに定めている。作成や見直しは事前に担当職員と家庭支援専門相談員との話し合いの下、児童相談所連絡会やホーム会議で共有している。子どもへの意向確認や同意に関しては、担当職員と家庭支援専門相談員が相談の上、どちらかの職員が面談を行い実施している。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの身体や生活の状況、養育・支援の実施情報は業務アシストシステムを利用し、毎日記録し、職員間で共有している。記録は保管場所が決められ、必要に応じて施設内で情報共有できるほか、適時ホーム会議、職員会議等でも情報共有を行っている。子ども一人ひとりの育成記録も令和3年度から業務アシストシステムを利用している。書き方については、新任職員には年度初めに研修が行われ、各ホームには書き方の統一のための文書が配付され、養育・支援の実施状況の記録が適切に行われている。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>施設利用者の個人情報や秘密事項の漏洩や不適正な利用に関する対策、対応方法については「就業規則」「ルンビニ園特定情報取り扱いマニュアル」に明記されている。子どもの記録は施錠管理し、個人情報の取り扱いについても職員に周知し、定期的に「人権擁護チェックリスト」でも点検を行っている。今後は、記録の保存、廃棄に関する規定を定めると同時に、個人情報の取り扱いについて保護者への周知に向けての取組にも期待したい。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>法人の基本理念の中に「子どもである前に独りの人間として尊ばれる」と掲げ、さらに基本方針や職員倫理綱領においても「①児童の利益を最優先した養育を行う」「②児童の自己決定と主体性を尊重する」使命を明記し、養育及び支援の柱としている。また、法人の取組として、虐待防止委員会が年に2回（7月・1月）全職員に対し「人権擁護チェックリスト」を実施し、自らの取組の振り返りと人権擁護と権利侵害の意識づけを行っている。その一方、子どもの権利や権利擁護についてのマニュアルや規定が整備されていないことから、子どもの権利や権利擁護について明記したマニュアル等を整備し、養育・支援の実践に反映されることを期待したい。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利についての説明は、入所時に児童相談所が「子どもの権利ノート」を手渡しし、説明している。施設では各ホームで作成している「生活のしおり」、ホーム毎の「子ども会」、法務局職員による「人権教室」、子どもの人権に関する児童書及びしおりの配置等と併せて、他人の権利を尊重することや子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを養育・支援を通して伝えている。今後は「子どもの権利ノート」の入居時配付に留まらず、権利擁護について職員が学びを深め、施設主体の人権教室が子どもの年齢や発達の違いに配慮した内容や手法で開催する取組が望まれる。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの「知りたい」気持ちが出出できるようホームの職員は子どもの様子とアセスメントを共有するよう努めている。子どもに生い立ちを伝える手段として、一人ひとりにアルバムを作成し、子どもによっては、ライフストーリーワーク（信頼できる大人と一緒に、自身のこれまでの生い立ちを振り返る取組）も取入れている。アルバムは子どもと担当者が中心となって作成し、ホームで管理しているが、自分で保管したい場合は自己管理している。生い立ちについて伝えるタイミングや内容は、担当者が児童相談所に相談し、判断</p>		

<p>と協力のもと慎重に取り組んでいる。生い立ちを振り返る（真実を伝える）ことは、親や家族等のデリケートな情報を含むことから、ライフストーリーワークの手法の研鑽や組織の中で専門性を高める取組を検討し、関係機関や家族等と協働で進められることを期待したい。</p>		
<p>A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等</p>		
<p>A④</p>	<p>A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・④・c</p>
<p><コメント></p> <p>「児童虐待対応マニュアル及び手続きマニュアル」「虐待及び子ども間のいじめ早期発見予防取組み方針」を整備すると共に、毎月虐待防止委員会を開催し人権擁護チェックの実施や令和4年度「マルトリートメント（子どもの健全な発育を妨げる不適切な養育）」、令和5年度「不適切保育について」研修に取り組む、虐待防止に注力している。現在、利用している上記マニュアル等は、平成24-25年に整備しており、以前の大舎制から生活単位を小規模化していることや今後の地域分散化を踏まえると実情に即した内容とは言い難い。今後は、子どもが外部へ訴えられる体制や職員等による不適切なかかわりがあつた場合、訴えた人の保護や迅速かつ厳正に対応できる体制の確立とマニュアル等の見直しを期待したい。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
<p>A⑤</p>	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a・⑤・c</p>
<p><コメント></p> <p>小規模化を図り、家庭的な人数及び環境で子どもを受け入れできるよう努めている。職員の担当制を導入し、可能な限り事前の情報入手や顔合わせの機会を設け、同じ生活環境となる子どもたちへはホーム会にて説明し、理解を図っている。乳児院からの措置変更の場合は慣らし保育の実施や可能な限り見学等を受け入れ、不安の軽減や生活の継続性を大切に支援している。また、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、自立支援事業担当職員等を配置、家庭や里親への家庭訪問の実施、退所後の支援にも取り組んでいる。</p>		
<p>A⑥</p>	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>高校生を対象に、NPOによる一人暮らし講座やクレジットカードについて学ぶ機会を提供、中・高校生を対象としたカフェに参加し、社会生活に必要な知識や役立つ情報、心配事など悩み相談やアドバイスが受けられるよう取り組んでいる。一人暮らしに向け訓練を行う専用スペースはないが、各ホーム内で家事作業や職員の声掛けなどがなくても自らが生活を組み立てていけるよう、担当者が中心となって自立に向けた訓練が実施されている。また、令和2年から自立支援事業担当者を配置し、アフターケアの仕組みを整え、運用している。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>小規模化により、職員は家庭的な規模、雰囲気の中、子どもとなじみの関係を築き、受容的、支持的な態度で寄り添い信頼及び愛着の形成に努めている。担当職員が中心となって、子ども一人ひとりの感情や言動を受け止め、日々の支援記録をホーム職員と共有し、アセスメントシートで分析しながら自立支援計画票へ反映させている。訪問調査時には、子どもが表出する感情を肯定的に受け止めながら支援する様子が見受けられた。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>基本的欲求の充足において、規則正しい生活を送る、コミュニケーションを大切にする、子どもの話を聞く、役割を与える、目標を立てさせる等を心掛けながら、子ども一人ひとりに担当職員を配置し、子どもの支援について一定の裁量権を与えている。ホームにおける「子ども会」では「ハッピータイム」を設け、職員は子ども一人ひとりを褒めてあげる時間を設けている。幼児期の子どもには、就寝時まで寄り添い、発達段階に応じ秩序ある生活範囲内で、子どもの意思を尊重したルール作りに配慮しながら信頼関係の構築に努めている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>ホームごとに子どもたちと月に1回「子ども会」を行い、行事について、一ヶ月の振り返り、困っていることや改善してほしいこと等を話し合っている。また、ホームの年間目標やルールを決め、子どもたちが主体的に生活するよう支援している。小学5年生以上を対象とした「児童会」もあり、子どもたちが自身の生活における意見や要望を施設の運営に反映させる等、職員（大人）が意見を聞く姿勢を持ちながら、困難な場合にはその理由や状況を伝えるよう配慮している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>幼児（3歳以上）は幼稚園に通っており、未就学児は週1回の親子教室を利用している。施設には、図書室、体育館、保育室、グラウンド等を整備、各ホームにもテレビやテレビゲーム、ボードゲーム、インターネット（条件付き）を完備し、子どもの年齢や発達段階に応じた学びや遊びができるよう配慮している。子どもたちの要望を受け、職員が施設内で流行の遊びを提供したり、スポーツクラブによる体操ボランティアを活用したりしている。希望者はピアノ、サッカー、合気道などの習い事も行っている。学習においては、富</p>		

<p>山市学習支援や学習塾等を活用し学びの保証につなげている。今後は、地域の学生等へボランティア活動を積極的に呼びかけ、年齢や発達、特性に応じたニーズが充足することを期待したい。</p>		
A⑪	<p>A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント></p> <p>ホームでは、食事を作る機会を設け、献立や買い出し、調理、片づけを分担し、洗濯を行うなど、基本的な生活習慣や手法など日常生活を通して習得できるよう職員と一緒に取り組んでいる。未就学児童や低学年の子どもには、年上の子どもが手伝う姿も見受けられる。高校生以上には、アルバイトの推奨や携帯電話、タブレット端末などの使用を認め、一定のルールに沿った利用形態が守られるよう支援している。また、中学生以下もパソコンやタブレット等を活用する場面が増えていることから、職員自身がインターネットやSNSについて理解を深め、マニュアル等を作成して、子どもや職員が正しい知識を持ち、活用できる取組に期待したい。</p>		
<p>A—2—(2) 食生活</p>		
A⑫	<p>A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント></p> <p>食事は、マザーホーム（小規模グループケア棟）を除き、全員が食堂に集まって食べている。給食委員会が中心となって嗜好調査や食育に取り組んでいる。調理員は、子どもの様子を日々見ながら、発達に応じた分量や苦手なものを把握しながら盛り付けている。誕生日には、その子だけのリクエストメニューが個別に提供される日がある。各ホームでは、家庭的な雰囲気での食事と調理に触れる機会を提供するため、食事やおやつ作りを実施している。また、敷地内別棟にあるマザーホームでは、調理場から食事を運び、炊飯や汁物、配膳等も行い、職員と子どもが同じテーブルを囲み、今日の出来事や様々な話題について話す賑やかな食事場面が見受けられた。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもたちの衣生活においては、幼児や年少の子どもには担当者が子どもと購入するなど、整理整頓、衣替え等を支援している。子どもには、出来るだけ自身で選び管理するよう見守っている。子どもそれぞれの好みや思いを尊重しながらも「いつ、どこで、どのような場面（TP0）」を考え使い分けられるよう支援に心掛けている。洗濯やアイロンがけ、簡単な修繕などの衣習慣についても、子どもに職員が行う姿を見せながら知識や技術の習得を図っている。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		

A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>ホーム内は、職員が中心となって清潔や衛生に配慮している。居室は、中学生以上が個室となっている。居室には、ベッド、学習机、タンス、本棚、椅子、ハンガーラック等が配置され、ぬいぐるみや使い慣れた物を持ち込み、それぞれ個性に配慮した居室となっている。子どもの年齢に応じてではあるが、居室は整理整頓することを原則とし、大掃除と一緒に取組むなど清掃の習慣も身に付くよう支援している。破損場所の修理や修繕は、環境美化委員会が主体的に取組み、安心して生活できるよう配慮している。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもには、自身で健康状態を管理する習慣の習得を目指し、体調の変化等があれば伝えるよう養育している。子どもそれぞれに「身長体重個人票」「予防接種個人票」「お薬手帳」「健康の記録及び静養の記録」などが整備されている。服薬については「服薬チェック表」を作成し、飲み忘れ、誤薬防止に努めている。医療機関への受診対応などは各ホームで行い情報はネットワークを通して施設全体で共有できる。また「令和5年度かかりつけ医一覧表」が作成され、医療資源を可視化している。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>これまでも子どもを対象とした性教育については、年齢に応じ外部講師を招いて実施している。令和5年2月には職員を対象として「性教育の基本的な捉え方、考え方」「ロールプレイングを通して性の支援について考える」研修が実施されている。施設には性に関する課題を表出する子どもが増えてきているため、性をタブー視せず向き合う支援が求められる。今後も、虐待防止委員会が主体となって、職員への研修の提供や子どもの年齢や発達段階に応じた性教育のカリキュラムを設定し、子供向け教材を活用した学習の機会が提供されることを期待したい。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの特性をホーム職員間で共有し、日々の生活における持続的なかかわりを重視することで、子どもの暴力・不適応行動、行動上の問題等の防止に努めている。子どもの暴力・不適応行動については、入所前環境や背景の影響が大きいことから児童相談所や主治</p>		

<p>医、心理職員との連携の強化、外部の児童精神科医を講師に招いた勉強会に参加している。子どもの行動上の問題等に対する職員間の意識、認識に相違があることを課題として捉えている。今後は、子どもの行動上の問題等について職員がその背景や、要因をひもといて検討する仕組みや子どもに対して感情のコントロールなどについても学べる取組の実践に期待したい。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「園内虐待及び子ども間のいじめ早期発見予防取組方針」を定め、虐待防止委員会が中心となって取り組んでいる。担当者は子どもから困りごとや要望などについて聞き取り、その内容はホーム職員及び心理職員等で共有するよう努めている。入所時の情報（アセスメント）等、子どもの性格や特性を把握し、ホームや居室の決定に配慮している。ホームでは、職員が子どもに寄り添いながら養育・支援に心がけ、暴力やいじめ、差別の防止に取り組んでいる。今後は「園内虐待及び子ども間のいじめ早期発見予防取組方針」について、発見から解決、再発防止に向けた内容の追加見直し、子どもに対するストレスチェック体制の取組なども併せて期待したい。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>心理的ケアが必要な子どもには、保育室を利用し週に1回（土・日曜日午後）30分程度、心理士（外部委託）によるカウンセリングを実施している。さらに専門医療が必要な場合は、保護者に理解を得ながら専門的な医療を受け、経過を記録している。心理士がかかわる内容については慎重に取り扱い、その経過は施設に所属している心理職員がホーム会議等を通して情報共有しながら養育・支援について考えている。また、2か月に1回外部の児童精神科医を招き、養育・支援方法の助言や職員は相談を行うことができる。今後は、小規模化及び地域分散化に向けて、各ホームを巡回するような心理的ケア等の取組も検討し、職員が安心して養育・支援に臨めるよう、人材確保及び育成の計画が進められることを期待したい。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設では、子どもに応じた療育・教育機関へ通学できるよう支援し、担当者は保護者会や行事等に参加し、子どもの育ちを療育・教育機関と連携するよう努めている。ホームには、子どもが所属している関係機関の便りやお知らせも掲示し、子どもとの情報共有を図っている。学習については、宿題を行う習慣が付くよう、毎日点検や指導を行っている。ホームでは、居室で机に向かう子どもやリビングで複数の子どもと考えながら向き合う子どもの姿が見られた。希望者には、富山市学習支援や学習塾を利用する支援が行われている。サポートする職員は、学習指導も業務の一端であるが、通常の業務に加えて様々な緊</p>		

<p>急的な業務や支援に対応できるよう、今後は、地域の住民や学生の学習ボランティアを活用し、子どもに応じた学習指導の充実、職員の負担軽減につながる取組に期待したい。</p>		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<p><コメント> 進路や進学については、担当職員が子どもの希望を大切に、オープンハイスクールやオープンキャンパス、文化祭等を提案するなど、学校や児童相談所、保護者と連携し、子どもの思いを尊重する支援に配慮している。これまでは、担当職員が中心となって支援してきたが、自立支援事業担当職員が配置されてからは、自立支援マニュアル等の整備も進み、担当職員と自立支援事業担当職員が協力して支援が提供されている。就職希望者には、アルバイトを提案して自身の適性を考える期間にしている。進学を希望する子どもも増えてきているため、相談体制の確立と奨学金の情報や必要な手続き、将来の見通しなど相談スキルの強化に期待したい。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント> 高校生以上の子どもには、社会経験、自らの適性、自立に向けた貯蓄を目的としてアルバイトを推奨している。就職や進路決定に役立てるため、学校の許可を受け、子ども、担当職員、施設長で検討し、許可している。高校での実習や資格取得、インターンシップや職業・職場体験への参加、アルバイト等の機会を通して、子ども自身が社会経験を積み、やりがいを見つけられるようサポートしている。法人の理事、評議員、施設運営に協力している企業からの配慮で、就労体験先や就職先が決まった子どももいる。令和5年度に「アルバイトマニュアル」が整備されたことから、職員への周知を図り活用することで、子どもの金銭管理能力、生活スキルの向上を期待したい。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉑・c
<p><コメント> 「令和5年度事業計画」に、家庭支援専門相談員の配置と取組内容が明記されている。リーダーの他、令和5年度よりホーム長2名も加わり3名の体制になり、すべての子どもに家庭支援専門相談員2名(主・副)が配置されることで、担当職員の負担が軽減された。家族の支援については、可能な限り保護者に対しても学校行事等の案内を届け、電話連絡にて近況を伝えるなど保護者の思いに寄り添うよう心掛けている。また、近年では家庭の様々な理由による措置が多くなっているため、家族相談や訪問等についても児童相談所と状況を共有しながら、慎重に進めている。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント> 担当者と家庭支援専門相談員3名が子どもの最善の利益につながるよう、施設と家族等の</p>		

信頼関係づくりに努めている。具体的には、面会、外出、外泊や母親への買い物（段取りや組み立て）同行指導、外泊時は祖母の支援を求める等、子ども一人ひとりの自立支援計画に基づいて、親子関係の再構築に向けて支援している。里親に対しても生活援助（排泄・入浴）等の支援方法を指導している。令和5年度より家庭支援専門相談員3名と体制強化が図られたことから、家族との関わりが難しい子どもには、長期の休みや週末を利用して家庭生活に近い体験や、子どもと保護者のニーズに違いがある場合には、より専門性のある支援を期待したい。